

点検しましょう！農業環境規範

～『環境と調和のとれた農業生産活動規範』ができました～

家畜の飼養・生産編

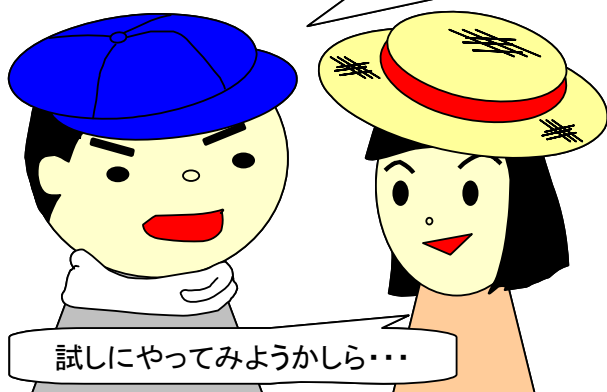


農業環境規範とは？

農業環境規範とは、環境と調和した農業生産活動を行っていく上での基本的なポイントを整理したもので、農業者の皆さんがご自分の営農活動を自己点検する際に使用していただくものです。

さっそく、自分の農作業を点検してみよう！！

思ったより簡単そうだし・・・



試しにやってみようかしら・・・

- ①最終ページの点検シートを活用して、早速点検しましょう。
- ②点検シートに記載されている項目の取組が出来ていればチェック欄に印をつけましょう！
- ③点検した日付と名前を記入しましょう！
- ④次回の点検(1年間後)まで保管しておきましょう。

環境と調和した家畜の飼養・生産～6つのポイント～

1. 家畜排せつ物法の遵守

一定規模以上の家畜を飼養する畜産農家や事業者は、家畜排せつ物法に基づく管理基準に従い、家畜排せつ物を適正に管理することが必要です。

～管理基準の適用対象規模～

牛： 10頭以上
豚： 100頭以上
鶏： 2,000羽以上
馬： 10頭以上

※上記数字は飼養する家畜の頭羽数

◇管理基準の適用対象規模未満の場合は？

対象規模未満の場合には、この項目の点検を行わないことも可能です。
ただし、できる限り家畜排せつ物の野積みや素掘りを行わないなど、家畜排せつ物の管理に気をつけましょう。

2. 悪臭・害虫の発生防止・低減

家畜ふん尿を畜舎から早期に搬出する、清掃を行うなど、悪臭や害虫の発生を防止・低減する取組を励行しましょう。



3. 家畜排せつ物の利活用の推進

たい肥化や液肥化等を行い、作物生産などへの利用の推進に努めましょう。

これが困難な場合、炭化、焼却、污水浄化、委託処分等による適切な処理に努めましょう。

また、地域条件等に応じて可能な場合は、メタン発酵等によるエネルギー利用も検討してみましょう。



4. 環境関連法令への適切な対応

使用済みプラスチック等の廃棄物が発生する場合は、廃棄物処理法に従った処分に努めるなど適切に対応しましょう。

臭気や排水等を経営体外に排出又は排水する場合は、悪臭防止法や水質汚濁防止法等に従った措置に努めるなど適切に対応しましょう。



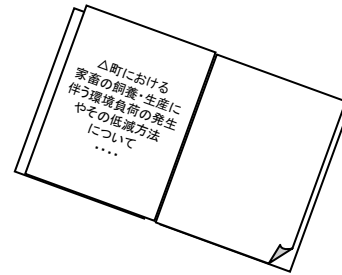
5. エネルギーの節減

加温施設、農業機械の使用にあたっては、点検整備や補修、適切な温度管理などエネルギーの節減に努めましょう。



6. 新たな知見・情報の収集

普及指導センター、JA等が発信する情報誌、パンフレットなどにより、家畜の飼養・生産に伴う環境への影響などに関する情報の収集に努めましょう。



なぜ、農業環境規範が作られたの？

農業はもともと環境と調和した産業ですが、生産活動によって環境に悪い影響を及ぼしてしまうこともあります。近年、多くの人々が環境問題に関心を持っているので、農業生産に対する理解と支持を得ていくためにも、環境に配慮した取組は欠かせません。

農業環境規範は、環境と調和した農業生産活動を広く実行していただくために作られたものです。

こんなときはどうするの？

Q1. 点検を行う必要がない項目は、点検シートにどう書けばいいの？

(例:照明、施設・機械、車輛などエネルギーを消費する機器を全く使用していない場合)

A1. 点検シートの下欄に「エネルギーを使用する施設・機械を使用していないため、エネルギーの節減については点検不要。」などと記入してください。

Q2. やむを得ず取り組めなかった項目があるときは、どうすればいいの？

A2. チェック欄には印をつけないで、下欄に取り組めなかった理由や今後の改善の予定などを記入して下さい。改善の方法がわからないときは、周りの農家がどのように取組んでいるか尋ねたり、畜産環境相談コーナーなどに相談しましょう。

環境と調和のとれた農業生産活動規範 点検シート (家畜の飼養・生産)

【点検の方法】

- ① 毎年、各項目について、過去一年間の実行状況を点検します。
- ② 点検は、農業経営全体の状況について行います。(例えば、畜種ごとに点検する必要はありません。)
- ③ 点検は、農業者自らが行き、実行できていると判断する場合には、チェック欄にレ印か○印を付します。(本パンフレットには添付されていませんが、各項目に対応した具体的な取組の例を公表しています。必要な場合は下記問い合わせ先までご相談下さい。)
- ④ 該当がない項目や実行できない項目がある場合は、チェック欄には印を付けず、その項目ごとに下欄にその理由、改善の予定などを記入します。
- ⑤ 作成した点検シートは、次回の点検まで保存します。

チェック欄

<p>1 家畜排せつ物法の遵守 家畜排せつ物の管理の適正化による大気、水等の環境保全や、家畜排せつ物の利用の促進による循環型社会形成への貢献を通じ、健全な畜産業の発展に資することを目的として、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(家畜排せつ物法)を遵守する。</p>	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 40px;"></div>
<p>2 悪臭・害虫の発生を防止・低減する取組の励行 家畜の飼養・生産に伴う悪臭、害虫の発生は、主として畜舎における家畜の飼養過程や家畜排せつ物の処理・保管過程に起因し、畜産経営への苦情発生要因の中の多くを占めることから、その防止・低減に資するため、畜舎からのふん尿の早期搬出や施設内外の清掃など、家畜の飼養・生産に伴う悪臭、害虫の発生を防止・低減する取組を励行する。</p>	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 40px;"></div>
<p>3 家畜排せつ物の利活用の推進 循環型社会の形成や農業の自然循環機能の促進に資するため、家畜排せつ物のたい肥化、液肥化又はスラリー処理等を行い、作物生産等への利用の推進に努める。ただし、作物生産等への利用が困難な場合又はより適切な処理・利用方法がある場合には、炭化、焼却、汚水浄化、委託処分等の適切な方法による処理等に努める。また、地域的條件等に応じ可能な場合についてはメタン発酵等によるエネルギー利用に努める。</p>	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 40px;"></div>
<p>4 環境関連法令への適切な対応 循環型社会の形成や大気、水等の環境の保全に資するため、使用済みプラスチック等の廃棄物、臭気及び排水等の経営体外への排出等に際して、関連する環境法令に応じた処分等に努めるなど適切に対応する。</p>	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 40px;"></div>
<p>5 エネルギーの節減 温室効果ガスである二酸化炭素の排出抑制や資源の有効利用等に資するため、畜舎内の照明、温度管理など施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率的なエネルギー消費がないよう努める。</p>	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 40px;"></div>
<p>6 新たな知見・情報の収集 環境との調和を図るため、家畜の飼養・生産に伴う環境影響などに関する新たな知見と適切な対処に必要な情報の収集に努める。</p>	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 40px;"></div>

【該当がない項目、実行できない項目がある場合等の理由、改善の予定など(記入欄)】

点検日 年 月 日

点検者

印

このパンフレットのお問合せは、農林水産省 生産局 畜産企画課 畜産環境・経営安定対策室
電話：03-3502-8111(内線4890)

または、お近くの 地方農政局 生産経営流通部 畜産課、
沖縄総合事務局 農林水産部 農畜産振興課にご相談ください。